

平成 3 1 年 教 育 委 員 会

第 1 回 臨 時 会 議 事 日 程

平成 3 1 年 3 月 2 9 日（金）午後 2 時

第 1 議 案

【 子ども総務課 】

- （１）議案第 5 号「平成31年度 教育委員会事務局幹部職員の異動」
- （２）議案第 6 号「千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」
- （３）議案第 7 号「千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」
- （４）議案第 8 号「千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部を改正する訓令

【 学 務 課 】

- （１）議案第 9 号「千代田区立学校特別支援学級設置規則を廃止する規則」

【 指 導 課 】

- （１）議案第10号「平成31年度 幼稚園教育職員及び九段中等教育学校教育職員の異動」

第 2 報 告

【 子ども総務課 】

- （１）平成31年度 教育委員会事務局一般職員の異動
- （２）平成31年度 区立学校入学式 出席者名簿

【 指 導 課 】

- （１）福岡県教育委員会からの教員派遣研修受け入れについて

議案第 5 号

教育委員会事務局幹部職員の異動

下記のとおり決定する。

記

1 平成 3 1 年 4 月 1 日付

(部長級)

新 任 職	現 職	職	氏 名	備考
教育委員会事務局子ども部参事（連絡調整担当）	地域振興部参事（連絡調整担当）	事	恩 田 浩 行	

(課長級)

新 任 職	現 職	職	氏 名	備考
教育委員会事務局子ども部子ども総務課長【統括課長】	事務取扱 教育委員会事務局子ども部参事（連絡調整担当）		恩 田 浩 行	

再任用

(課長級)

新 任 職	現 職	職	氏 名	備考
教育委員会事務局子ども部副参事（特命担当）	兼 務 九段中等教育学校経営企画室長【統括課長】		大 塚 光 夫	
教育委員会事務局子ども部子ども支援課長	児童・家庭支援センター所長	事	新 井 玉 江	新規
児童・家庭支援センター所長【統括課長】	教育委員会事務局子ども部参事（連絡調整担当）	事	安 田 昌 一	新規
教育委員会事務局子ども部学務課長【統括課長】	教育委員会事務局子ども部学務課長【統括課長】	事	纓 片 淳 一	更新
九段中等教育学校経営企画室長【統括課長】	地域振興部総合窓口課長【統括課長】	技	大 塚 光 夫	新規

2 平成 3 1 年 3 月 3 1 日転出

(課長級)

新 任 職	現 職	職	氏 名	備考
環境まちづくり部住宅課長	教育委員会事務局子ども部子ども支援課長	事	加 藤 伸 昭	

3 平成31年3月31日付退職

(部長級)

現職	職	氏名	備考
教育委員会事務局子ども部参事（連絡調整担当）	事	安田昌一	

(課長級)

現職	職	氏名	備考
児童・家庭支援センター所長	事	新井玉江	

4 平成31年3月31日付再任用任期満了

(課長級)

現職	職	氏名	備考
九段中等教育学校経営企画室長	事	新治博	

議案第6号

千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

千代田区教育委員会事務局処務規則（平成3年千代田区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
第1章 総則 （目的） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、千代田区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し規定することを目的とする。 （事務局の分課） 第2条 事務局に次の部、課並びに係及び担当係長を置く。 子ども部 子ども総務課 子ども総務係 事業係 子ども支援課 運営支援係 入園審査係 子育て推進課 子育て推進係 <u>公私連携担当係長</u> 手当・医療係 子ども施設課 施設係 施設計画担当係長 学務課 学務係 学校運営係 給食担当係長 特別支援教育係 指導課 事務係 教職員人事係 （部、課及び係の長等） 第3条 （現行に同じ） 2 （現行に同じ） 3 事務局に参事、<u>副参事及び主任指導主事</u>を置くことができる。参事、<u>副参事及び主任指導主事</u>は、委員会がこれを命ずる。	第1章 総則 （目的） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、千代田区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し規定することを目的とする。 （事務局の分課） 第2条 事務局に次の部、課並びに係及び担当係長を置く。 子ども部 子ども総務課 子ども総務係 事業係 子ども支援課 運営支援係 入園審査係 子育て推進課 子育て推進係 手当・医療係 子ども施設課 施設係 施設計画担当係長 学務課 学務係 学校運営係 給食担当係長 特別支援教育係 指導課 事務係 教職員人事係 （部、課及び係の長等） 第3条 （略） 2 （略） 3 事務局に参事及び<u>副参事</u>を置くことができる。参事<u>及び副参事</u>は、委員会がこれを命ずる。

4～6（現行に同じ） （部長等の職責） 第4条（現行に同じ） （課長等の職責） 第5条 課長は、上司の命を受け、課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 2 担当課長、 <u>副参事及び主任指導主事</u> は、上司の命を受け、担当の事務を処理する。 第6条～第10条（現行に同じ） 別表第1（第3条関係）（現行に同じ） 別表第2（第8条関係）	4～6（略） （部長等の職責） 第4条（略） （課長等の職責） 第5条 課長は、上司の命を受け、課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 2 担当課長及び <u>副参事</u> は、上司の命を受け、担当の事務を処理する。 第6条～第10条（略） 別表第1（第3条関係）（略） 別表第2（第8条関係）																								
<table border="1"> <tr> <th>課</th><th>分掌事務</th></tr> <tr> <td>子ども総務課</td><td>(1)～(11)（現行に同じ） (12) 教育の広報及び<u>教育行政に関する相談</u>に 関すること。 (13)～(22)（現行に同 じ）</td></tr> <tr> <td>子ども支援課</td><td>(1)～(7)（現行に同 じ）</td></tr> <tr> <td>子育て推進課</td><td>(1)（現行に同じ） (2) 子どもが健やかに 育つための環境の確保 に関する条例の推進に 係る総合調整に関する こと。 (3)～(5)（現行に同 じ） (6) <u>児童</u>及びひとり親 家庭等の医療費の助成 に 関すること。 (7)～(10)（現行に同 じ）</td></tr> <tr> <td>子ども施設課</td><td>(1)～(7)（現行に同 じ）</td></tr> <tr> <td>学務課</td><td>(1)（現行に同じ） (2) <u>就学援助等</u>に関す ること（幼稚園を除 く。）。 (3)～(12)（現行に同 じ） (13) <u>就学支援委員会</u>に 関すること。 (14)～(16)（現行に同 じ）</td></tr> </table>	課	分掌事務	子ども総務課	(1)～(11)（現行に同じ） (12) 教育の広報及び <u>教育行政に関する相談</u> に 関すること。 (13)～(22)（現行に同 じ）	子ども支援課	(1)～(7)（現行に同 じ）	子育て推進課	(1)（現行に同じ） (2) 子どもが健やかに 育つための環境の確保 に関する条例の推進に 係る総合調整に関する こと。 (3)～(5)（現行に同 じ） (6) <u>児童</u> 及びひとり親 家庭等の医療費の助成 に 関すること。 (7)～(10)（現行に同 じ）	子ども施設課	(1)～(7)（現行に同 じ）	学務課	(1)（現行に同じ） (2) <u>就学援助等</u> に関す ること（幼稚園を除 く。）。 (3)～(12)（現行に同 じ） (13) <u>就学支援委員会</u> に 関すること。 (14)～(16)（現行に同 じ）	<table border="1"> <tr> <th>課</th><th>分掌事務</th></tr> <tr> <td>子ども総務課</td><td>(1)～(11)（略） (12) 教育の広報に関す ること。 (13)～(22)（略）</td></tr> <tr> <td>子ども支援課</td><td>(1)～(7)（略）</td></tr> <tr> <td>子育て推進課</td><td>(1)（略） (2) 子どもが健やかに 育つための環境の確保 に関する条例の推進に 係る総合調整に関する こと。 (3)～(5)（略） (6) <u>幼児</u>及びひとり親 家庭等の医療費の助成 に 関すること。 (7)～(10)（略）</td></tr> <tr> <td>子ども施設課</td><td>(1)～(7)（略）</td></tr> <tr> <td>学務課</td><td>(1)（略） (2) <u>教育扶助等</u>に関す ること（幼稚園を除 く。）。 (3)～(12)（略） (13) <u>就学委員会</u>に関す ること。 (14)～(16)（略）</td></tr> </table>	課	分掌事務	子ども総務課	(1)～(11)（略） (12) 教育の広報に関す ること。 (13)～(22)（略）	子ども支援課	(1)～(7)（略）	子育て推進課	(1)（略） (2) 子どもが健やかに 育つための環境の確保 に関する条例の推進に 係る総合調整に関する こと。 (3)～(5)（略） (6) <u>幼児</u> 及びひとり親 家庭等の医療費の助成 に 関すること。 (7)～(10)（略）	子ども施設課	(1)～(7)（略）	学務課	(1)（略） (2) <u>教育扶助等</u> に関す ること（幼稚園を除 く。）。 (3)～(12)（略） (13) <u>就学委員会</u> に関す ること。 (14)～(16)（略）
課	分掌事務																								
子ども総務課	(1)～(11)（現行に同じ） (12) 教育の広報及び <u>教育行政に関する相談</u> に 関すること。 (13)～(22)（現行に同 じ）																								
子ども支援課	(1)～(7)（現行に同 じ）																								
子育て推進課	(1)（現行に同じ） (2) 子どもが健やかに 育つための環境の確保 に関する条例の推進に 係る総合調整に関する こと。 (3)～(5)（現行に同 じ） (6) <u>児童</u> 及びひとり親 家庭等の医療費の助成 に 関すること。 (7)～(10)（現行に同 じ）																								
子ども施設課	(1)～(7)（現行に同 じ）																								
学務課	(1)（現行に同じ） (2) <u>就学援助等</u> に関す ること（幼稚園を除 く。）。 (3)～(12)（現行に同 じ） (13) <u>就学支援委員会</u> に 関すること。 (14)～(16)（現行に同 じ）																								
課	分掌事務																								
子ども総務課	(1)～(11)（略） (12) 教育の広報に関す ること。 (13)～(22)（略）																								
子ども支援課	(1)～(7)（略）																								
子育て推進課	(1)（略） (2) 子どもが健やかに 育つための環境の確保 に関する条例の推進に 係る総合調整に関する こと。 (3)～(5)（略） (6) <u>幼児</u> 及びひとり親 家庭等の医療費の助成 に 関すること。 (7)～(10)（略）																								
子ども施設課	(1)～(7)（略）																								
学務課	(1)（略） (2) <u>教育扶助等</u> に関す ること（幼稚園を除 く。）。 (3)～(12)（略） (13) <u>就学委員会</u> に関す ること。 (14)～(16)（略）																								

指導課	(1)～(18) (現行に同じ)	指導課	(1)～(18) (略)
備 考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。			

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

千代田区立幼稚園使用条例施行規則（昭和62年千代田区教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現 行）																
第 5 号様式（第 7 条関係） <table><tr><td>生 年 月 日</td></tr><tr><td>年 月 日</td></tr><tr><td>年 月 日</td></tr><tr><td>年 月 日</td></tr><tr><td>年 月 日</td></tr><tr><td>年 月 日</td></tr><tr><td>年 月 日</td></tr></table>	生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	第 5 号様式（第 7 条関係） <table><tr><td>生 年 月 日</td></tr><tr><td><u>明・大</u> 年 月 日 <u>昭・平</u></td></tr><tr><td><u>明・大</u> 年 月 日 <u>昭・平</u></td></tr><tr><td><u>明・大</u> 年 月 日 <u>昭・平</u></td></tr><tr><td><u>明・大</u> 年 月 日 <u>昭・平</u></td></tr><tr><td><u>明・大</u> 年 月 日 <u>昭・平</u></td></tr><tr><td><u>明・大</u> 年 月 日 <u>昭・平</u></td></tr></table>	生 年 月 日	<u>明・大</u> 年 月 日 <u>昭・平</u>	<u>明・大</u> 年 月 日 <u>昭・平</u>	<u>明・大</u> 年 月 日 <u>昭・平</u>	<u>明・大</u> 年 月 日 <u>昭・平</u>	<u>明・大</u> 年 月 日 <u>昭・平</u>	<u>明・大</u> 年 月 日 <u>昭・平</u>		
生 年 月 日																	
年 月 日																	
年 月 日																	
年 月 日																	
年 月 日																	
年 月 日																	
年 月 日																	
生 年 月 日																	
<u>明・大</u> 年 月 日 <u>昭・平</u>																	
<u>明・大</u> 年 月 日 <u>昭・平</u>																	
<u>明・大</u> 年 月 日 <u>昭・平</u>																	
<u>明・大</u> 年 月 日 <u>昭・平</u>																	
<u>明・大</u> 年 月 日 <u>昭・平</u>																	
<u>明・大</u> 年 月 日 <u>昭・平</u>																	
第 7 号様式（第 9 条関係） <table><tr><td>生年月日</td><td>在園施設名</td></tr><tr><td>年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>氏 名</td><td>生 年 月 日</td></tr><tr><td></td><td>年 月 日</td></tr></table>	生年月日	在園施設名	年 月 日		氏 名	生 年 月 日		年 月 日	第 7 号様式（第 9 条関係） <table><tr><td>生年月日</td><td>在園施設名</td></tr><tr><td><u>平成</u> 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>氏 名</td><td>生 年 月 日</td></tr><tr><td></td><td><u>明・大・昭・平</u> 年 月 日</td></tr></table>	生年月日	在園施設名	<u>平成</u> 年 月 日		氏 名	生 年 月 日		<u>明・大・昭・平</u> 年 月 日
生年月日	在園施設名																
年 月 日																	
氏 名	生 年 月 日																
	年 月 日																
生年月日	在園施設名																
<u>平成</u> 年 月 日																	
氏 名	生 年 月 日																
	<u>明・大・昭・平</u> 年 月 日																
備 考																	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。																	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。																	
3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

千代田区教育委員会訓令第 号

児童・家庭支援センター

千代田区立児童・家庭支援センター処務規程（平成19年千代田区教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

年 月 日

千代田区教育委員会

新（改正後）	旧（現 行）
第 1 条～第 2 条 （現行に同じ） （分掌事務） 第 3 条 センターの事務事業は、次のとおりとする。 （現行に同じ） 2 前条の各係等は、前項の事務事業を次のとおり分掌し、協働して実施するものとする。 子育て事業係 （1）～（14） （現行に同じ） 子ども家庭相談係 （1）～（9） （現行に同じ） 児童相談所準備担当係長 <u>（1） 児童相談所の開設準備に関すること。</u> <u>（2） 児童相談所に類する事務のうち、所長が必要と認めること。</u> 児童センター係 （1）～（6） （現行に同じ） 発達支援係 （1）～（4） （現行に同じ） <u>（5） 障害児ケアプランに関すること。</u> 第 4 条～第12条 （現行に同じ）	第 1 条～第 2 条 （略） （分掌事務） 第 3 条 センターの事務事業は、次のとおりとする。 （略） 2 前条の各係等は、前項の事務事業を次のとおり分掌し、協働して実施するものとする。 子育て事業係 （1）～（14） （略） 子ども家庭相談係 （1）～（9） （略） 児童相談所準備担当係長 児童相談所の開設準備に関すること。 児童センター係 （1）～（6） （略） 発達支援係 （1）～（4） （略） 第 4 条～第12条 （略）
備 考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

附 則

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 号

千代田区立学校特別支援学級設置規則を廃止する規則

千代田区立学校特別支援学級設置規則（昭和 41 年 3 月教育委員会規則第 25 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

幼稚園教員・九段中等教育学校教員の採用等について

教育管理職

(1) 再任用期間満了

平成 31 年 3 月 31 日付

現所属・職	氏 名	備 考
お茶の水幼稚園・副園長	松内 幸子	期間満了

(2) 転出

平成 31 年 4 月 1 日付

現所属・職	氏 名	新所属・職
九段中等教育学校・校長	石崎 規生	都立世田谷泉高等学校・校長 (自治法派遣期間満了)

(3) 再任用更新

平成 31 年 4 月 1 日付

新所属・職	氏 名	現所属・職
昌平幼稚園・副園長	贅田 和子	昌平幼稚園・副園長
ふじみこども園・副園長 (教育研究所勤務)	大関 邦子	ふじみこども園・副園長 (教育研究所勤務)

教育職員

(1) 退職(割愛退職を含む)

平成 31 年 3 月 31 日付

現所属・職	氏 名	備 考(新所属等)
お茶の水幼稚園・教諭	後藤 愛	普通退職
九段中等教育学校・教諭	岩瀬 俊介	普通退職
九段中等教育学校・主任教諭	中村 茂	再任用期間満了
九段中等教育学校・主任教諭	石田 沙世子	都立昭和高等学校
九段中等教育学校・主任教諭	伊藤 千穂子	大田区立蒲田中学校
九段中等教育学校・主任教諭	西 智之	都立小山台高等学校
九段中等教育学校・主任教諭	森本 美紀	都立小石川中等教育学校
九段中等教育学校・主任教諭	村上 雄悟	都立立川高等学校
九段中等教育学校・主任教諭	加藤 慶	都立農芸高等学校
九段中等教育学校・主任教諭	島田 浩二	調布市立調布中学校

九段中等教育学校・主任教諭	小高 聡	都立秋留台高等学校
九段中等教育学校・主任教諭	松原 さとみ	都立府中東高等学校
九段中等教育学校・主任教諭	檜原 純子	町田市立真光寺中学校
九段中等教育学校・主任教諭	武田 和子	都立両国高等学校附属中学校兼両国高等学校
九段中等教育学校・主任教諭	高杉 達也	都立小石川中等教育学校
九段中等教育学校・主任教諭	大塚 有紗	都立小石川中等教育学校
九段中等教育学校・主任教諭	郷 薫	都立狛江高等学校
九段中等教育学校・教諭	片岡 恭平	都立飛鳥高等学校
九段中等教育学校・教諭	高橋 晴喜	都立三宅高等学校
九段中等教育学校・教諭	山下 恵理	都立墨田川高等学校
九段中等教育学校・教諭	長尾 嘉崇	都立八王子東高等学校
九段中等教育学校・教諭	笹生 綾子	都立日比谷高等学校

(2) 採用（割愛採用を含む）

平成 31 年 4 月 1 日付

新所属・職	氏 名	備 考（前所属等）
お茶の水幼稚園・教諭	矢継 望実	新規採用
九段中等教育学校・主任教諭	柳 絵未	江戸川区立葛西第三中学校
九段中等教育学校・主任教諭	阿部 公一	東久留米市立南中学校
九段中等教育学校・教諭	荒武 千瑛	都立野津田高等学校
九段中等教育学校・教諭	山下 孝之	都立五日市高等学校
九段中等教育学校・教諭	並木 康訓	都立葛飾野高等学校
九段中等教育学校・教諭	本庄 隼也	都立南多摩中等教育学校
九段中等教育学校・教諭	土生川 創	都立昭和高等学校
九段中等教育学校・教諭	乙部 淳	都立一橋高等学校
九段中等教育学校・教諭	伊東 雅人	都立桜町高等学校

九段中等教育学校・教諭	高山 謙一	都立大島海洋国際高等学校
九段中等教育学校・教諭	鈴木 真己	杉並区立井荻中学校
九段中等教育学校・教諭	吉原 大貴	板橋区立板橋第五中学校
九段中等教育学校・教諭	田島 武人	杉並区立松溪中学校
九段中等教育学校・教諭	三宅 智恵子	あきる野市立増戸中学校
九段中等教育学校・教諭	中村 真理	江戸川区立葛西中学校
九段中等教育学校・教諭	西久保 岳司	足立区立第十二中学校
九段中等教育学校・教諭	樋口 健一	東村山市立東村山第七中学校
九段中等教育学校・教諭	伊藤 絵里香	葛飾区立水元中学校
九段中等教育学校・教諭	石田 明里	多摩市立鶴牧中学校
九段中等教育学校・教諭	中迫 千絢	小平市立小平第五中学校

(3) 異動

平成 31 年 4 月 1 日付

新所属・職	氏 名	現所属・職
麴町幼稚園・主任教諭	荒木 久子	番町幼稚園・主任教諭
番町幼稚園・主任教諭	今野 裕美	九段幼稚園・主任教諭
お茶の水幼稚園・主任教諭	杉山 悠加	お茶の水幼稚園・教諭（昇任）
昌平幼稚園・主任教諭	澁澤 薫	いずみこども園・主任教諭
いずみこども園・主任教諭	柴田 知華子	昌平幼稚園・主任教諭
九段幼稚園・教諭	石田 菜美子	麴町幼稚園・教諭
昌平幼稚園・教諭	西村 梨沙	ふじみこども園・教諭
ふじみこども園・教諭	小岩 奈月	昌平幼稚園・教諭

(4) 再任用更新

平成 31 年 4 月 1 日付

新所属・職	氏 名	現所属・職
九段中等教育学校・主任教諭	会田 睦晃	九段中等教育学校・主任教諭

平成31年度 教育委員会事務局一般職員・再任用職員（フルタイム）の異動

内示書（新所属順） 【教育委員会事務局】 子ども部（学校等含む）

平成31年4月1日付

新任職	現任職	氏 名	備 考
教育委員会事務局子ども部子ども総務課子ども総務係長（課長補佐）	教育委員会事務局子ども部子ども総務課子ども総務係長（課長補佐）	村松 紀彦	再任用
教育委員会事務局子ども部子ども総務課主任	保健福祉部高齢介護課主任	尾高 玲	
教育委員会事務局子ども部子ども総務課主任	教育委員会事務局子ども部子ども総務課	細倉 岳	昇任
教育委員会事務局子ども部子ども支援課運営支援係長（課長補佐）	教育委員会事務局子ども部子ども支援課運営支援係長	山内 智誠	昇任
教育委員会事務局子ども部子ども支援課運営支援主査	教育委員会事務局子ども部子ども支援課主任	日下石 洋子	昇任
教育委員会事務局子ども部子ども支援課主任	いずみこども園主任	川合 美津子	
教育委員会事務局子ども部子ども支援課	神田公園出張所	加藤 真帆子	
教育委員会事務局子ども部子ども支援課			新規採用
教育委員会事務局子ども部子ども支援課			新規採用
麴町保育園園長代理	麴町保育園主任	原田 秀子	昇任
麴町保育園園長代理	麴町保育園主任	今野 めぐみ	昇任
麴町保育園主任	麴町保育園	小林 春江	昇任
麴町保育園主任	麴町保育園	小宮 唯美	昇任
麴町保育園	西神田保育園	岩永 聖美	
麴町保育園	麴町保育園＜昌平幼稚園＞	仲矢 杏奈	研修終了
神田保育園園長代理	神田保育園主任	五十嵐 典子	昇任
神田保育園主任	西神田保育園主任	村田 靖孝	
神田保育園主任	いずみこども園主任	小林 千早	
神田保育園主任	ふじみこども園主任	吉野 礼子	

新任職	現任職	氏 名	備 考
神田保育園	神田保育園主任	佐藤 知恵子	降任
神田保育園	西神田保育園	吉田 佳代	
神田保育園			新規採用
神田保育園＜千代田幼稚園＞	神田保育園	水野 由依	研修
西神田保育園長	西神田保育園園長代理	永野 京子	
西神田保育園園長代理	神田保育園主任	古屋 司	昇任
西神田保育園園長代理	西神田保育園主任	野口 郁江	昇任
西神田保育園園長補佐	西神田保育園主任	川崎 由子	昇任
西神田保育園主任	西神田保育園主任	寄田 洋子	再任用
西神田保育園主任	神田保育園主任	中野 令子	
西神田保育園主任	麴町保育園	小峰 るみ子	昇任
西神田保育園主任	西神田保育園	渡邊 絵美	昇任
西神田保育園	四番町保育園	川上 萌子	
西神田保育園			新規採用
四番町保育園長	四番町保育園園長代理	小宮 三枝子	
四番町保育園園長代理	いずみこども園主査	島田 文子	
四番町保育園園長代理	神田保育園主任	中島 明子	昇任
四番町保育園主任	四番町保育園	岩佐 優子	昇任
四番町保育園	ふじみこども園	滝沢 優子	
四番町保育園			新規採用
いずみこども園副園長（課長補佐）	西神田保育園長（課長補佐）	杉本 みさ子	再任用
いずみこども園主任	四番町保育園主任	阪田 幸子	
いずみこども園			新規採用
ふじみこども園副園長	四番町保育園長	古畑 裕美	
ふじみこども園主任	神田保育園主任	加藤 磨貴	

新任職	現任職	氏 名	備 考
ふじみこども園主任	ふじみこども園	八島 貴子	昇任
ふじみこども園主任	ふじみこども園	池本 美穂子	昇任
ふじみこども園			新規採用
ふじみこども園			新規採用
教育委員会事務局子ども部子育て推進課公私連携担当係長	ふじみこども園副園長	保坂 由紀	
教育委員会事務局子ども部子育て推進課手当・医療係長	地域振興部生涯学習・スポーツ課スポーツ振興係長	竹葉 知彦	
教育委員会事務局子ども部子育て推進課	地域振興部総合窓口課	松葉 紘奈	
教育委員会事務局子ども部子育て推進課			新規採用
児童・家庭支援センター子育て事業係長	政策経営部人事課給与・厚生係長	岩崎 智和	
児童・家庭支援センター児童センター係長	一番町児童館長	澤村 千香子	
児童・家庭支援センター児童センター主査	児童・家庭支援センター主任	中村 千春	昇任
児童・家庭支援センター担当係長	児童・家庭支援センター児童センター係長	能美 実香	再任用
児童・家庭支援センター主任	児童・家庭支援センター主任	川上 美和子	再任用
児童・家庭支援センター主任	四番町児童館主任	齋藤 有亮	
児童・家庭支援センター主任	保健福祉部健康推進課主任	木下 春菜	
児童・家庭支援センター主任	地域振興部税務課主任	高橋 翔子	
児童・家庭支援センター	西神田保育園	染谷 栞	
児童・家庭支援センター			新規採用
四番町児童館長	四番町児童館長	谷川 香織	再任用
四番町児童館	児童・家庭支援センター	内山 沙紀	
四番町児童館			新規採用
一番町児童館長	四番町児童館館長代理	天野 愛子	
一番町児童館館長代理	一番町児童館主任	下村 市子	昇任
一番町児童館主任	一番町児童館主任	渋谷 直子	再任用
教育委員会事務局子ども部子ども施設課施設計画担当係長（課長補佐）	教育委員会事務局子ども部子ども施設課施設計画担当係長	須貝 恵子	昇任

新任職	現任職	氏 名	備 考
教育委員会事務局子ども部子ども施設課	千代田清掃事務所	今西 祐二	
教育委員会事務局子ども部子ども施設課	保健福祉部保険年金課	道口 亘輝	
教育委員会事務局子ども部子ども施設課			新規採用
教育委員会事務局子ども部学務課学校運営係長	保健福祉部高齢介護課介護事業指定係長	平林 正樹	再任用
教育委員会事務局子ども部指導課事務係長（課長補佐）	教育委員会事務局子ども部指導課事務係長（課長補佐）	林 文則	再任用
教育委員会事務局子ども部指導課	地域振興部副参事（連絡調整担当）付＜（公財）まちみらい千代田＞	堺 泰斗	派遣終了
教育委員会事務局子ども部指導課			新規採用

（幼稚園・学校）

新任職	現任職	氏 名	備 考
番町幼稚園技能主任	番町幼稚園技能主任	田中 世津子	再任用
麹町小学校技能主任	千代田小学校技能主任	外山 治美	
千代田小学校技能主任	麹町中学校技能主任	杉山 孝行	再任用
九段中等教育学校経営企画室主任	保健福祉部高齢介護課主任	有林 永二	再任用
九段中等教育学校経営企画室	保健福祉部民泊指導課	檜村 梨紗	
九段中等教育学校経営企画室技能主任	九段中等教育学校経営企画室技能主任	高城 勤一郎	再任用
九段中等教育学校経営企画室技能主任	九段中等教育学校経営企画室技能主任	川野 貞子	再任用

（兼務）

兼務職	所 属	氏 名	備 考
教育委員会事務局子ども部子ども支援課担当係長	教育委員会事務局子ども部子育て推進課公私連携担当係長	保坂 由紀	
教育委員会事務局子ども部子育て推進課子育て推進主査	教育委員会事務局子ども部子ども支援課運営支援主査	日下石 洋子	
教育委員会事務局子ども部子育て推進課主任	教育委員会事務局子ども部子ども支援課主任	川合 美津子	
教育委員会事務局子ども部子育て推進課	教育委員会事務局子ども部子ども支援課	佐々木 渉	

平成31年度 区立学校入学式 出席者名簿

教育委員会（挨拶）		
小 学 校	出 席 者	4月8日(月) 10時30分
麴 町	教育委員	ながさき ゆめじ 長崎 夢地
九 段	子ども部長	おおや えいち 大矢 栄一
番 町	教育担当部長	むらき ひさと 村木 久人
富 士 見	教育委員	かなまる きよたか 金丸 精孝
お 茶 の 水	教育長職務代理者	なかがわ のりこ 中川 典子
千 代 田	教育長	さかた みちあき 坂田 融朗
昌 平	指導課長	さとう とものぶ 佐藤 友信
和 泉	教育委員	またの よしあき 俣野 幸昭
中等教育学校	出 席 者	4月6日(土) 14時00分
九 段	教育長職務代理者	なかがわ のりこ 中川 典子
中学校・通信教育課程	出 席 者	4月6日(土) 10時00分
神田一橋	教育委員	またの よしあき 俣野 幸昭
	指導課長	さとう とものぶ 佐藤 友信
	指導主事	いとう ゆういちろう 伊藤 祐一郎
中 学 校	出 席 者	4月9日(火) 10時00分
麴 町	教育委員	またの よしあき 俣野 幸昭
神 田 一 橋	教育委員	かなまる きよたか 金丸 精孝

※人事異動内示後

福岡県教育委員会からの教員派遣研修受入れについて

福岡県教育委員会では教員の資質向上を図るため、県外教育機関等における教員の長期県外派遣研修を実施している。今般、福岡県教育委員会から千代田区教育委員会に依頼があったので、下記のとおり教員の派遣研修を受入れる。

記

1 派遣教員

福岡県糸島市立^{まえばる}前原東中学校 教諭 上田 ^{あきら} 暁 （男・39歳） （教科：数学）

2 派遣期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日

3 研修先

麴町中学校

4 派遣教員の身分

福岡県公立学校教員の身分を有したまま、千代田区教育委員会が千代田区公立学校教員に併せて任命する。

5 給与等の取扱い

（1）給与

福岡県教育委員会が支給する。

（2）旅費

赴任旅費及び職務に係る一切の旅費は、福岡県教育委員会が支給する。

6 その他

教員派遣に関する協定を締結する。